公正な研究活動の推進に向けた 「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善について

(審議のまとめ)

(案)

平成26年1月●日

「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の 見直し・運用改善等に関する協力者会議

目 次

| 1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 |
|---|
| 2. ガイドラインの見直し・運用改善について3 |
| (1)基本的な考え方 |
| (2)不正行為の定義等について |
| (3)ガイドラインの見直しに当たって新たに盛り込むべき事項等・・・・5 |
| (Ⅰ)組織の管理責任の明確化 |
| (Ⅱ)不正を事前に防止する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| (Ⅲ)国等による支援と監視・・・・・・・・・・・・・・・・・9 |
| |
| 3. おわりに・・・・・・・・・11 |

1. はじめに

○ 昨今,研究活動における不正行為や研究費の不正使用の事案が社会的に大きく取り上げられる事態となっていることを背景に,文部科学省では,平成25年8月,「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」(平成25年8月2日文部科学省決定、以下「TF」という。)を設置し,今後の対応策について集中的に検討を行い,9月に中間取りまとめを公表したところである。

今後,同省には,この中間取りまとめで打ち出した方向性について,現場の実情を踏まえつつ詳細な検討を行い,順次実行に移していくことが求められている。

- 研究活動における不正行為は、先人達の業績等を土台として、真実の探究や新たな知見の創造を積み重ね、知の体系を構築していくという研究活動の本質・趣旨を、研究者自らが歪める行為であり、また、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げ、冒涜するものであることから、絶対に許されない。昨今の厳しい財政状況下にあって、研究者及びその研究活動が貴重な国費により様々な局面で支えられていることを、研究者自身が改めて十分に自覚し、公正な研究活動を進めることが必要である。
- このような認識の下,文部科学省では,同省及びその所管の独立行政法人である資金配分機関や大学等の研究機関が競争的資金に係る研究活動における不正行為に適切に対応するための指針を示すため,平成18年度に「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて―研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書―」(平成18年8月8日科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会,以下「ガイドライン」という。)を策定し、関係機関に対して、ガイドラインに基づく厳格な対応を求めてきたところであるが、依然として不正事案が後を絶たない状況である。
- 多くの研究機関では、ガイドラインに基づく規程や体制の整備を図り、不正行為が発覚した場合には適切に対応していることが確認されているが、不正行為の防止に当たっては個々の研究者の自己規律と責任に委ねている側面が強く、今後は、国による適切な支援等も行い、各研究機関において、不正行為への対応に関する組織としての管理責任を果たすことが求められる。
- また, グローバル化の進展や産学連携の活発化, 大学院における社会人学生の受入れの推進などを背景として, 大学等の研究機関において研究活動を行う大学院生や研究者の経歴や年齢が多様化しており, そのことも踏まえて, 各研究機関において国内外で通用する研究者としての倫理観を醸成することが重要視されている。

このような中で、大学等において、学生を対象とした研究倫理向上のための取組の実施が不十分であるといった課題も指摘されているところである。*1

○ 本協力者会議では、研究活動における不正行為を防止し、公正な研究活動を推進する ことが、研究活動の質の担保や科学に対する信頼の向上にも資するという認識に立ち、

^{*1} 文部科学省が平成 25 年 1 月に実施した, 「研究活動における不正行為に関する大学等の研究機関の取組状況について」 (調査) (調査期間:平成 25 年 1 月 11 日~28 日, 調査対象機関:大学, 短期大学, 高等専門学校, 文部科学省所管の独立行政法人, 大学共同利用機関法人, 国立教育政策研究所及び科学技術政策研究所 計 1,236 機関, 回収率 89%) において, 研究者倫理の向上のための取組を実施していない機関が約 8 割にのぼる。

我が国の研究現場の実情や研究活動における不正行為への対応に係る課題等も概観した 上で、特に、ガイドラインの見直しや運用改善、倫理教育の強化を図る上での方策を中 心に、研究活動における不正行為の防止に向けた施策の在り方について、日本学術会議 とも連携しつつ、具体的な検討を行った。

このたび、検討結果がまとまったので、報告する。

2. ガイドラインの見直し・運用改善について

(1)基本的な考え方

○ 現行のガイドラインは、研究活動や研究成果の発表の本質、研究活動における不正行 為が起こる背景や当該行為に対する対応の基本姿勢等について示した「第1部 研究活動の不正行為に関する基本的考え方」、文部科学省及び同省所管の独立行政法人である 資金配分機関や大学等の研究機関*2が競争的資金に係る研究活動における不正行為に適 切に対応するために整備すべき事項等について指針を示した「第2部 競争的資金に係 る研究活動における不正行為対応ガイドライン」の二部構成となっている。

この中では、研究活動における不正行為は科学そのものに対する背信行為であり、絶対に許されないものであるとの認識に立ち、まずは、研究者自らの規律や大学等の研究機関、さらには研究者コミュニティの自律に基づく自浄作用によって対応すべきものとされている。

- 一方, TFの中間取りまとめは,従来,不正行為の防止に係る対応が個々の研究者の自己規律と責任に委ねられている側面が強かったことを踏まえ,研究者自身や各研究機関,研究者コミュニティの自律を基本としながらも,国による適切な支援等も行い,特に,各研究機関に対して,不正行為への対応に関する管理責任の明確化や不正を事前に防止する取組の推進を促していくことが重要であるとの観点に立っている。
- したがって、今般、ガイドラインを見直し、その実効性を高める上では、第1部で示された不正行為に関する基本的考え方を踏襲しつつも、TFの中間取りまとめ、さらには、昨今発覚した不正事案の性質や各研究機関における不正行為への対応状況等を踏まえ、特に各研究機関に対して必要な体制整備等を求める第2部の内容を中心に具体化や補完を図り、研究機関が責任を持って不正行為に対応するよう改めて周知徹底を図ることが必要である。

(2)不正行為の定義等について

○ 現行のガイドラインの第1部では、得られたデータや結果の捏造、改ざん及び他者の研究成果等の盗用に加え、「同じ研究成果の重複発表、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなどが不正行為の代表例と考えることができる」としている。一方、第2部において、ガイドラインの対象とする不正行為の定義を「発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用」としており、故意によるものでないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為に当たらないこととされている。

^{*2} 現行のガイドラインの対象となる「研究機関」は、文部科学省所管の競争的資金の配分を受けている研究活動を行っている研究者が所属する、又は当該競争的資金を受けている国内に所在する大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関、国及び地方公共団体の直轄研究機関、独立行政法人、財団法人、社団法人、企業等。今後は、国内に所在する大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関、文部科学省の直轄研究機関及び同省所管の独立行政法人等については、競争的資金の配分を受けていない場合であっても対象とする。なお、「等」には、我が国の大学の海外キャンパス(大学設置基準等を満たしているもの)や対象となる研究機関の海外センターも含む。

- 政府として今後示す新たなガイドラインでは、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省庁連絡申し合わせ、平成24年10月17日改正)に基づき、文部科学省及び同省所管の独立行政法人の競争的資金による研究論文・報告書等において「捏造、改ざん及び盗用」を行ったと認定された者等について、競争的資金(他府省のものも含む)の応募制限等の対象としていることからも、従来の不正行為の定義を踏襲し、「捏造、改ざん及び盗用」に限定することとする。また、それぞれの定義をより明確にするとともに、具体的な事例についても併せて示すことが望ましい。
- なお、既発表の論文又は他の学術雑誌に投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する「二重投稿」については、科学への信頼を致命的に傷つける「捏造、改ざん及び盗用」とは本質的に異なるものの、論文及び学術雑誌の原著性を損ない、論文の著作権の帰属に関する問題や研究実績の不当な水増しにもつながり得る研究倫理に反する行為として、近年、多くの学協会や学術雑誌の投稿規程等において禁止されている傾向にある。このような状況を踏まえ、「二重投稿」など研究活動の公正性を確保する上で不適切な行為については、我が国の研究者コミュニティにおいて、引き続き学協会の倫理規程や行動規範、投稿規程等に規定を設け明確化するとともに、研究者に対する規範意識の醸成を図るなど、厳正な対応を求めることとする。*3

また,このような不適切な行為については,研究者コミュニティの自律に基づき,今後,各研究機関の規程においても,必要な定義や規定を整備し,当該行為が発覚した場合の対応方針を示すことが望ましい。

- ガイドラインや各学協会・研究機関の規程等において不正行為であると定義されている行為や、規定はされていないが研究倫理に反すると考えられる行為については、各研究機関で実施する倫理教育の中で、研究者として行ってはならないこととして十分な理解を促すことが必要である。
- また,現行のガイドラインの第2部では,ガイドラインの対象とする研究活動における不正行為の範囲を,文部科学省及び同省所管の独立行政法人の競争的資金を活用した研究活動の不正行為に限定しているが,今後は,これに加えて,競争的資金の配分を受けていない,国内に所在する大学,短期大学,高等専門学校,大学共同利用機関,文部科学省の直轄研究機関及び同省所管の独立行政法人等における研究活動の不正行為も対象とすることが求められる。

^{*3 「}研究者の公正な研究活動の確保に関する調査検討委員会報告書」(平成 24 年 1 月 24 日研究者の公正な研究活動の確保に関する調査検討委員会),「科学者の不正行為-捏造・偽造・盗用-」(山崎茂明,平成 14 年 3 月 25 日丸善株式会社発行)も参考にしたものである。

(3)ガイドラインの見直しに当たって新たに盛り込むべき事項等

○ 今般のガイドラインの見直しに当たって、新たに盛り込むべき事項や改めて周知を図るべき事項は以下の通りである。

(I)組織の管理責任の明確化

【組織としての責任体制の確立】

(各研究機関における規程・体制の整備及び公表)

現行のガイドラインでは、各研究機関において、研究活動における不正行為の疑惑が生 じた時の調査手続や方法等に関する規程や適切な仕組み等を整備することが求められてい る。

今後は、各研究機関に対して、研究活動における不正行為に対応するための責任者を明確化するとともに、責任者の役割や責任の範囲を定めた規程や必要な体制を整備するよう改めて求めることとし、併せて、規程・体制整備の状況について、機関内外に公表することも課していく必要がある。また、複数の研究者を管理・指導する立場にある研究代表者には、研究活動や研究成果を適切に確認するよう求めていくことも重要である。

なお、各研究機関における体制整備の一環として、部局単位で「倫理教育責任者」を設置し、一定の権限を有する者を充てるなど、機関を挙げて、研究者等に対する倫理教育を 着実に行うことも重要である。

(告発窓口の設置・周知)

現行のガイドラインでは、研究機関及び資金配分機関に対して、いわゆる告発窓口を設置することを求めている。

今後も、引き続き、各研究機関及び文部科学省も含めた資金配分機関において、研究者等に対し、告発窓口の設置場所や具体的な告発方法に加えて、告発した場合には告発者の秘密保持が図られることや告発後の具体的な手続等を明示し、改めて十分な周知を図ることが必要である。

なお、告発窓口については、例えば学外の法律事務所に業務委託することなどにより、 客観性や透明性を担保することも考えられる。

【調査の迅速性・透明性・秘密保持の担保】

(各研究機関における調査期間の目安又は上限の設定) 現行のガイドラインでは、予備調査や本調査に要する期間について例示はされているが、各研究機関に対して、調査に要する期間について規程等で定めることまでを求めているものではない。

各研究機関が緊張感とスピード感を持って調査を行うように促すため、今後は、それぞれの機関の規程において、「告発受理から予備調査開始までの期間」、「予備調査の期間」、「予備調査の要否決定までの期間」及び「本調査の期間」の目安又は上限を設定することが望ましい。

なお,現行のガイドラインでは,告発受理から本調査の要否決定までに概ね30日以内,本調査の実施決定後その開始までに概ね30日,本調査の開始から不正行為であるかどうか

の認定までに概ね 150 日以内との例示が示されており、告発受理から不正行為として認定し文部科学省や資金配分機関に報告するまで概ね 210 日以内で行うものとされている。また、米国の研究公正局(ORI)は、各研究機関に対し、告発受理から本調査の要否決定までに 60 日以内、予備調査後本調査開始までに 30 日以内、本調査開始から ORI に報告書を提出するまでに 120 日以内という期限で対応するよう求めている。一方、現行のガイドラインが策定された平成 18 年度以降の我が国の主な研究活動における不正行為の事例を概観すると、予備調査の開始から不正行為としての認定までの調査期間は概ね 1 年程度であり、なかには、調査が複数の機関に及ぶ場合など 2 年を超えるものもあったところである。今後、新たなガイドラインでは、このような実例等も踏まえて、各研究機関が責任を持って遅滞なく調査を行うよう促す観点から、改めて調査期間の目安を例示することも一案である。

さらに、一定の期限までに調査機関から報告がない場合は、文部科学省や資金配分機関から、その理由や調査の進捗状況に関する説明を求めるとともに、速やかに調査を完了させるよう督促することも必要である。また、研究機関に対して、文部科学省及び同省所管の独立行政法人の競争的資金の配分を受けている研究活動において不正行為の疑いのある事案が発覚したにも関わらず、正当な理由なく調査が遅れた場合には、当該機関に対して、その競争的資金における間接経費の削減等の措置を講じることについても検討が必要である。

なお, 文部科学省において, 調査の遅延を理由とした措置を発動するに当たっては, 各研究機関における不正行為の調査には相当の期間を要することに鑑み, 当該事案の性質等に配慮の上, 過度の厳罰化とならないよう慎重に判断することが求められる。

(調査等への第三者的視点の導入)

現行のガイドラインでは、本調査を行う調査委員会には、当該研究分野の研究者であって当該機関に属さない者を含めること、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有する者は除外することとされている。

今後,各研究機関における不正行為の調査に当たって,調査の透明性や客観性を一層確保する観点から,例えば,告発窓口を学外の法律事務所に業務委託することや,調査委員会の委員に外部有識者を半数以上入れ,全ての委員が利益相反に該当しないことを求めることなどが必要である。

(告発者の秘密保持の徹底)

現行のガイドラインは、研究機関や資金配分機関に対して、告発者、被告発者、告発内容 及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者 以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底することを求めている。

今後も、各研究機関及び資金配分機関においては、引き続き関係者の秘密保持の徹底を 図るとともに、特に、研究活動における不正行為を発見した者が告発をためらうことがな いよう、各研究機関において研究活動に従事する研究者や教職員、大学院生等に対して、 告発者の秘密が保持されることや、告発後の具体的な手続等についても、十分に周知を行 うことが必要である。

【各研究機関に対する管理責任の追及】

(各研究機関に対する措置の発動)

今後,新たなガイドラインでは,各研究機関に対して,研究活動における不正行為に対応するための規程や体制を整備するよう改めて求めるとともに,文部科学省に対しては,各研究機関における体制整備の状況等を把握するため,定期的な調査の実施及びその結果の公表を求めることが必要である。

なお,文部科学省による調査等の結果,体制に不備があることが確認された研究機関や,同省及びその所管の独立行政法人の競争的資金の配分を受けている研究活動において不正行為があったと認定された研究機関については,改善を求める事項やその履行期限を示した「管理条件」を付し、その履行が認められない場合は、当該研究機関に対して、間接経費の削減等の措置を講じること等が考えられる。

また,文部科学省及び同省所管の独立行政法人の競争的資金の配分を受けている研究活動において不正行為の疑いのある事案が発覚したにも関わらず正当な理由なく調査が遅れた場合についても,当該研究者が所属する研究機関への措置の発動が考えられる。

具体的な措置の内容については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)の改正案の検討状況等も参考にすることが望ましい。

なお, 文部科学省において, 調査の遅延を理由とした措置を発動するに当たっては, 各研究機関における不正行為の調査には相当の期間を要することに鑑み, 当該事案の性質等に配慮の上, 過度の厳罰化とならないよう慎重に判断することが求められる。

(Ⅱ)不正を事前に防止する取組

【研究活動における不正行為を抑止する環境整備】

(各研究機関における一定期間の研究データの保存・公開の義務付け)

現行のガイドラインでは、本調査の方法として、論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査などが挙げられている。また、調査において被告発者が疑惑を晴らそうとする場合、自己の責任において科学的根拠を示して説明しなければならず、本来存在するべき基本的な要素の不足、例えば生データや実験・観察ノート等により証拠を示せない場合は不正行為とみなされる旨が明記されている。

研究者にとって、研究成果の発表とは、研究活動によって得られた成果を客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、研究者コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けることである。したがって、故意による研究データの破棄や不適切な管理による紛失は責任ある研究行為とは言い難い。研究データを一定期間保存し公開することにより、研究成果の第三者による検証可能性を確保することは、不正行為の抑止や、研究者が万一不正行為の疑いを受けた場合にその自己防衛に資するのみならず、研究成果を広く研究者コミュニティの間で共有する上でも有益である。

このことから、今後は、各研究機関において、研究者に対して一定期間の研究データの保存・公開を義務付ける旨の規程を設けることが必要である。なお、保存・公開するべき研究データの具体的な内容やその期間、方法については、データの性質や研究分野の特性等を踏まえることが適切である。

(倫理教育の着実な実施)

各研究機関において、所属する教員や研究者に加え、博士課程の学生など将来研究者を目指す人材や、研究支援人材に対して、実効性の高い倫理教育を行うことは重要である。また、海外や民間企業の研究者や留学生等も含め、共同研究や留学等のため、自らの所属する研究機関を離れて他の研究機関において研究活動を行っている研究者等についても、現在主に研究活動を行っている研究機関において倫理教育を受講できるよう配慮する必要がある。なお、特に、大学等の教員については、博士課程の学生や若手研究者の研究活動の指導に当たる機会も多いことから、例えば、ファカルティ・ディベロップメントの一環として、一定期間ごとに倫理教育プログラムの受講が求められる。

今後は、新たなガイドラインにおいて、各研究機関に対して、倫理教育責任者の設置なども含めた必要な体制整備や、倫理教育プログラムの実施及び受講者への知識の定着を求めることにより、倫理教育の強化を図ることが重要である。特に、各研究機関において、大学院生等に対して、競争的資金の配分を受けた研究活動に参加する前や学位を授与されるまでの間に倫理教育プログラムを必ず受講するよう求めることが考えられる。

また、各研究機関において倫理教育を実施する場合には、ガイドラインや各研究機関の規程等において研究活動における不正行為であると定義されている行為及び当該行為を行った場合の措置について、具体的な事例も挙げながら、着実に理解を求めることが重要である。その際、二重投稿や不適切なオーサーシップなどについても、研究者として行ってはならない行為として十分に理解を促すことが必要である。例えば、CITI Japan プロジェクト*4において開発・作成している e-learning のプログラムやコンテンツを活用することも考えられる。なお、e-learning による倫理教育を行う場合には、教育効果を高めるため、例えば、少人数のグループ・ディスカッションなど双方向型の教育プログラムと組み合わせて行うことも考えられる。

また,各研究機関において,個々の事案が不正行為に該当するかどうかを的確に判断し, ガイドラインや各研究機関の規程等に基づき適切に対応していくため,担当部局の教職員 等が相談し,助言を得ることのできる体制整備を行うことも効果的である。

【不正事案の公開】

(研究活動における不正行為の疑いのある事案が発覚した場合の文部科学省への報告)

現行のガイドラインでは、文部科学省及び同省所管の独立行政法人の競争的資金の配分を受けている研究活動において不正行為の疑いが生じた場合、調査機関が当該資金配分機関等の求めに応じ、予備調査に係る資料等や本調査の中間報告を提出するとともに、本調査の結果については、当該資金配分機関及び文部科学省に報告することが求められている。

今後は、各研究機関において不正行為の疑いのある事案が発覚した場合には、調査機関は、当該事案の性質等に鑑み、少なくとも本調査の要否が決定した段階で全て文部科学省に報告することが必要である。

なお、文部科学省への報告に当たっては、不正行為が行われたと考えられる原因や今後 の再発防止に向けた方策等についても併せて示すことが求められる。

^{*4} CITI Japan プロジェクト;信州大学を含む 6 大学が共同して、米国をはじめ国際的に普及しているプログラム (CITI; Collaborative Institutional Training Initiative) を基に、国際標準を満たし、かつ、日本の研究現場の実情に合った研究倫理に関する教育プログラム及び e-learning 教材の開発・作成を行うプロジェクト。平成 24 年度「大学間連携共同教育推進事業」選定取組であり、平成 24~28 年度までの 5 年間支援予定。

(不正事案の一覧化公開)

現行のガイドラインでは、研究活動における不正行為が行われたとの認定があった場合には、調査機関が速やかに調査結果を公表することとされており、公表内容には、少なくとも不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、調査機関が公表までに行った措置の内容、調査の方法・手順等に加え、必要に応じて調査委員の氏名・所属が含まれる。

今後は、文部科学省においても、各研究機関において不正行為が行われたと認定された 事案について、その概要及び各研究機関における対応等が分かるように一覧化して公開す ることにより、今後の不正行為の抑止や不正行為が発覚した場合の対応に活かすようにす ることが求められる。

なお、各研究機関において、不正行為を行ったと認定された研究者の氏名を公表するかどうかを判断するに当たっては、事案の性質や程度、不正行為に至った原因等も踏まえ、顧問弁護士など機関内外の法律の専門家に相談するなどして慎重を期す必要があり、公表する場合には、当該研究者の人権にも配慮し、不正行為が行われたと確実に認定された後など、適切な時機に行うものとする。

(Ⅲ)国等による支援と監視

(各研究機関における調査体制への支援)

研究活動における不正行為の疑いが生じた場合には、まず、各研究機関において調査を 行うことになる。しかしながら、当該研究機関だけでは十分な対応が困難な場合も考えら れる。

現行のガイドラインでは、研究機関による調査の実施が極めて困難である場合には、資金配分機関が代わりに調査を行うことや、他の研究機関や学協会等の研究者コミュニティ等に調査の委託や協力を求めることを認めている。

また、平成 25 年 12 月に公表された日本学術会議の提言*5では、研究機関において十分な調査が行われていないとみなされる場合には、研究者コミュニティに、調査に関する助言や勧告を行う第三者機関を設置することが必要であるとされている。さらに、提言の中では、日本学術会議が第三者機関の求めに応じて、不正行為の疑いのある研究活動の内容やその専門分野に詳しい専門家を選定し、派遣することも提案されている。

今後は、国においても、各研究機関において十分な調査を行える体制にない場合は適時 助言を行い、日本学術会議等と連携し、専門家の選定・派遣を行うなど、調査を適切かつ 円滑に進めるために必要な支援を検討することも考えられる。

(各研究機関における規程・体制の整備状況に係る調査の実施)

今後,新たなガイドラインでは,各研究機関に対して,研究活動の不正行為に対応するための規程や体制を整備し,公表するよう改めて求めるとともに,文部科学省に対しては,各研究機関における体制整備の状況等を把握するため,毎年1回程度定期的な調査を実施することを求めることが必要である。なお,調査の結果,体制に不備があることが確認された研究機関に対しては,管理条件を付すなどして指導・助言を行うことが求められる。

^{*5 「}提言 研究活動における不正の防止策と事後措置―科学の健全性向上のために―」 (平成 25 年 12 月 26 日公表 日本学術会議 科学研究における健全性の向上に関する検 討委員会)

また、国による調査の結果を公表することにより、各研究機関に対して体制整備の見直しや強化を促すことが期待できる。

(倫理教育プログラムの開発)

TFの中間取りまとめでは、我が国には未だ標準的な倫理教育に関するプログラムやコンテンツがないことから、国が CITI Japan プロジェクトに対する支援を継続し、また、日本学術会議の取組とも連携しながら、倫理教育に関する標準的なプログラムや教材の作成を進めることとされている。

今後、CITI Japan プロジェクトのプログラムやコンテンツについては、我が国独自の研究現場の実情や研究活動の特性等も踏まえつつ、さらに実効性の高い内容とするために引き続き改善を図る必要がある。また、本プロジェクトのプログラムやコンテンツは、元となる米国の CITI の教材が、当初、生命科学系の研究者や倫理学・法学等の専門家を中心に作成された経緯があることから、生命科学や医学分野の研究者を主な対象とした内容となっており、今後、その他の研究分野の研究者にも有用な内容となるよう充実を図ることが望ましい。

さらに、海外の倫理教育プログラムの運営機関とも連携し、我が国においてグローバル・スタンダードな倫理教育の確立を図ることも考えられる。プログラムやコンテンツの内容の見直しに当たっては、日本学術会議とも引き続き連携を図り、研究者コミュニティの識見も得ながら検討することが適切である。

3. おわりに

- ガイドラインの見直しについては、TFの中間取りまとめも踏まえ、早急に行う必要があることから、文部科学省として、年度内にも新たなガイドラインを決定し、平成 26 年4月1日からこれに基づく体制をスタートさせることが望ましい。
- 見直し後のガイドラインの実効性を高めるためには、各研究機関の担当部局の教職員 や、研究活動の担い手である研究者をはじめとする関係者が、その内容を十分に理解し、 ガイドラインに基づいた対応を着実に行っていくことが重要である。なお、各研究機関 において、ガイドラインに基づく規程・体制の整備や倫理教育の強化を図る場合には、 研究現場に対して過度の負担を強いることにより研究活動の推進に支障をきたさないよう、十分留意することが重要である。

また、文部科学省においては、新たなガイドラインが施行される前から、その趣旨や概要のみならず、具体的な体制整備の在り方や研究機関・研究者本人が特に留意すべき 事項等についても、通知や同省ホームページ、関係機関の担当者を対象とした説明会な ど様々な機会を捉えて、研究現場に対して幅広く周知を図ることが求められる。

○ さらに、新たなガイドラインに基づき、各研究機関において必要な規程や体制の整備 も含め、適切な対応がとられているかどうかを確認するため、文部科学省において定期 的な調査を行うとともに、調査結果を踏まえて、必要に応じて各研究機関に対して、指 導・助言を行うことも重要である。

さらに,文部科学省による調査の結果等を踏まえ,ガイドライン自体も,今後必要に 応じて改善を図っていく必要がある。

○ なお、本審議のまとめを踏まえた、文部科学省のガイドラインの見直し等の検討成果 については、関係府省にも共有し、政府を挙げて、研究活動の不正行為の防止と公正な 研究活動の推進に努めていくことが望まれる。